箕面市の耐震補助制度

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅が補助対象です。

TOPICS 1 一般的な木造住宅の場合、**耐震診断**が**無料**で受けられます。



TOPICS 2 **耐震設計**に要する費用の一部が**最大10万円補助**されます。
（設計費の70%もしくは10万円のどちらか低い額）

TOPICS 3 **耐震改修工事**の補助も行っており、**最大50万円の補助金**が受けられます。
所得によっては75万円まで ▶ 一定基準の改修工事をすると、上記補助金の他に、所得税の控除、固定資産税（家屋のみ）の減額も受けられます。

★令和8年度より上部構造評点を1.0以上に高める耐震補強設計および耐震改修工事の補助上限額を定めました。申請にあたっては事前にご相談ください。

昭和56年6月以降に建てられた木造住宅について

阪神淡路大震災・熊本地震では、昭和56年以降の比較的新しい木造住宅の一部においても倒壊等が発生しています。そのため、建築基準法の構造規定が改正された平成12年5月以前の木造住宅についてもしっかりとメンテナンスを実施し、性能を維持していくことが大切です。**昭和56年6月～平成12年5月**に建てられた木造住宅は耐震診断の補助対象外ですが、NPO法人『人・家・街 安全支援機構』略称〈LSO〉では耐震診断を**5千円**で行っています。

講演会・相談会・耐震診断・改修に関するお問い合わせ・お申込みは…

特定非営利活動法人『人・家・街 安全支援機構』略称〈LSO〉
受付時間 10：00～18：00（日・祝休）
0120-263-150

LSOでは建築士等による電話での相談会も随時行っています。**0120-263-150**までお気軽にお電話ください。

お申込み方法
◎FAXでお申込みの方は、参加申込書にご記入のうえ下記FAX番号へ送信下さい。
◎お電話でお申込みの方は、**0120-263-150**へお電話下さい。

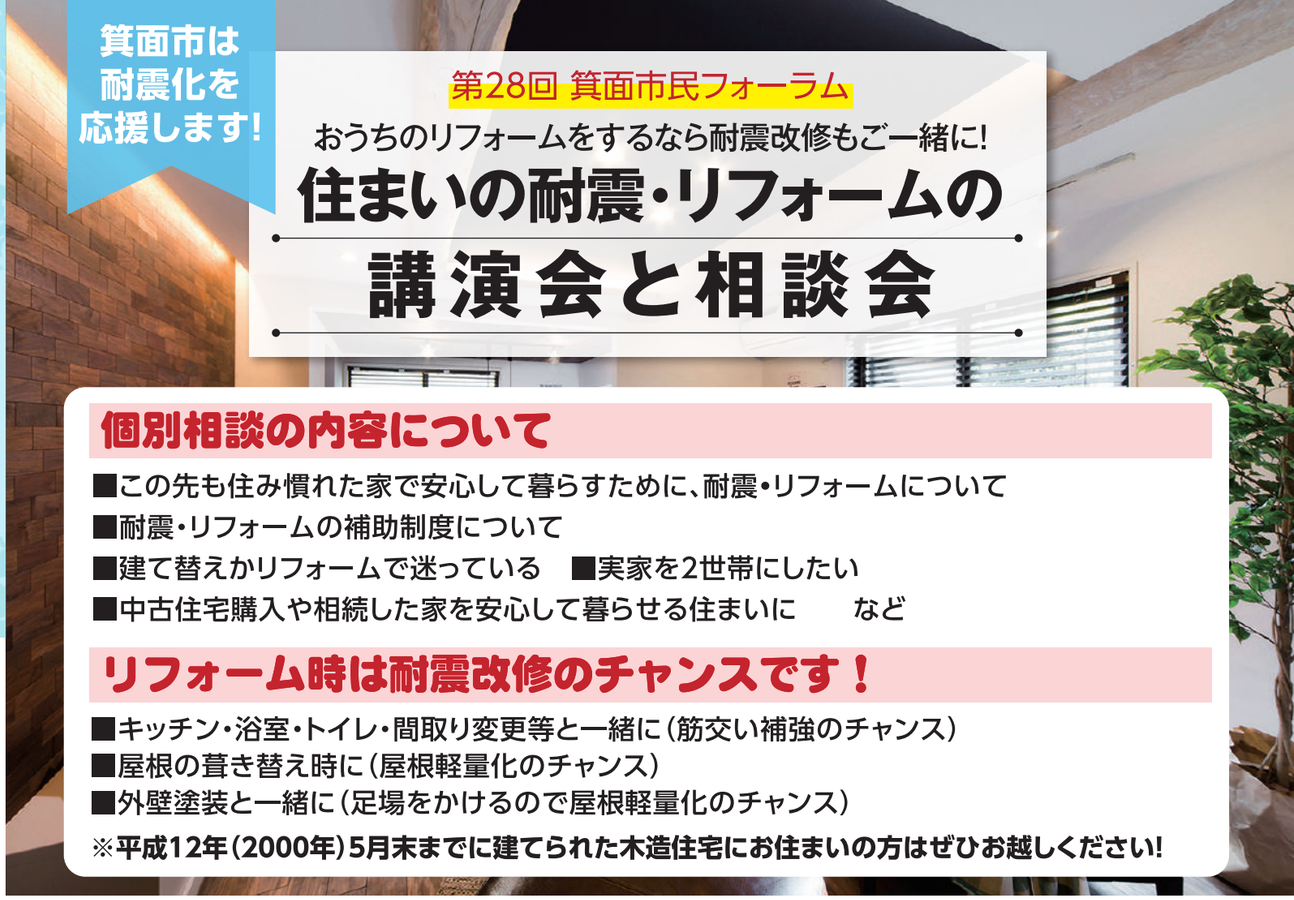
■ 第28回箕面市民フォーラム 参加申込書

フリガナ 氏名	様	ご参加人数	人	電話番号 E-mail	
住所	〒	個別相談	どちらかに✔をつけてください □希望する □希望しない		

［お申込先］ 大阪建築物震災対策推進協議会会員
特定非営利活動法人『人・家・街 安全支援機構』略称〈LSO〉
0120-263-150
FAX 06-6456-1073

※この個人情報は箕面市・LSOから耐震・リフォームに関する情報をご連絡する場合にのみ使用致します。

No.



箕面市は耐震化を応援します！

第28回 箕面市民フォーラム
おうちのリフォームをするなら耐震改修もご一緒に！

住まいの耐震・リフォームの講演会と相談会

個別相談の内容について

■この先も住み慣れた家で安心して暮らすために、耐震・リフォームについて
■耐震・リフォームの補助制度について
■建て替えかリフォームで迷っている　■実家を2世帯にしたい
■中古住宅購入や相続した家を安心して暮らせる住まいに　など

リフォーム時は耐震改修のチャンスです！

■キッチン・浴室・トイレ・間取り変更等と一緒に（筋交い補強のチャンス）
■屋根の葺き替え時に（屋根軽量化のチャンス）
■外壁塗装と一緒に（足場をかけるので屋根軽量化のチャンス）

※平成12年（2000年）5月末までに建てられた木造住宅にお住まいの方はぜひお越しください！

日時 令和8年12月12日（土）（2026年）
講演会（事前予約制） 10時30分～11時40分
個別相談会（事前予約の方優先） 9時40分～10時10分／11時40分～12時30分

会場 箕面市立市民会館 1階 大会議室

定員 50名／先着順
参加費 無料

申込方法 お電話またはFAXにてお申込み下さい
特定非営利活動法人『人・家・街 安全支援機構』略称〈LSO〉
受付時間　10:00～18:00（日・祝休）
0120-263-150
FAX 06-6456-1073

こちらの二次元コードからもお申し込みいただけます！



箕面市西小路4-6-1

講演 大石 正美　LSO専務理事・(株)シーエムシー一級建築士事務所 代表取締役
「木造住宅の耐震・リフォームについて」
制度説明 箕面市 都市計画部 住宅政策課
「箕面市における木造住宅の耐震化の補助制度について」

主催 特定非営利活動法人『人・家・街 安全支援機構』略称〈LSO〉
本部事務局 〒530-0001 大阪市北区梅田2-5-5 横山ビル8階

後援 箕面市　都市計画部 住宅政策課 TEL 072-724-6719（直通）

協力 大阪建築物震災対策推進協議会

リフォームをお考えの方にお得な情報です！

みらいエコ住宅2026事業

最大100万円給付！

国土交通省 住宅省エネ2026キャンペーン

リフォーム前の省エネ性能が平成11年（1999年）基準を満たさない建物（平成10年以前に建築された住宅等）が補助の対象になります

対象となるリフォーム工事

【必須工事】

※以下の①～③のうちリフォーム前後の住宅性能別に指定された組み合わせの実施が必須

① 開口部の断熱改修 ② 外壁、屋根・天井または床の断熱改修 ③ 特定エコ住宅設備の設置

【附帯工事】

④ エコ住宅設備の設置 ⑤ 子育て対応改修 ⑥ 防災性向上のための開口部改修

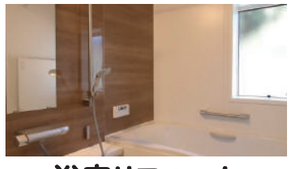
⑦ バリアフリー改修 ⑧ 空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置

⑨ リフォーム瑕疵保険等への加入

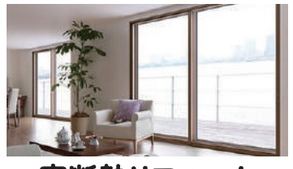
※令和7年（2025年）11月28日以降にリフォーム工事に着手したものに限る ※一般消費者は自ら申請できません。
交付申請までに事業者登録を行った工事施工業者（工事請負業者）が申請を行います。
※1申請あたりの補助額の合計が5万円未満の工事は補助の対象になりません。

みらいエコ住宅2026事業の利用例


トイレリフォーム


浴室リフォーム


キッチンリフォーム


窓断熱リフォーム

高断熱な窓・ドアのリフォームに断然お得！

環境省「先進的窓リノベ 2026事業」

（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業）

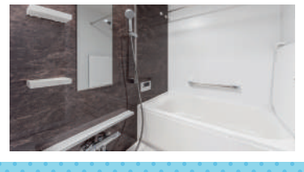


窓・ドアの高断熱化リフォームで

最大100万円/戸

給湯器交換するなら今！

経済産業省「給湯省エネ2026事業」
「賃貸集合給湯省エネ2026事業」



高効率給湯器の設置で

最大5~17万円/台

ご相談・お問い合わせ先

リフォーム補助制度は「国」の制度になりますので市町村でのご相談はお受けできません。
内容についてご相談・お問い合わせは下記LSOフリーダイヤルにご連絡ください。

特定非営利活動法人
『人・家・街 安全支援機構』略称〈LSO〉
本部事務局 〒530-0001 大阪市北区梅田2-5-5 横山ビル8階

0120-263-150
受付時間 / 10時00分～18時00分（日・祝休）

参加者の声（これまでにご参加いただいた皆様より）

- 建築の専門家と行政が一体となった説明で、普段は聞けない具体的で分かりやすい話を聞くことができ、大変良かったです。
- 耐震やリフォームに不安がありましたが、具体的な方法や費用の目安まで分かり、何から始めてどこに相談すればよいのかが明確になり、とても参考になりました。
- 以前から自宅のことが気になっていたので、参加して本当に良かったです。
- 昭和57年築の実家のリフォームを検討しており、とても勉強になり、具体的な判断材料が得られました。
- 耐震診断や改修の制度や補助金について、国のリフォーム補助制度についても知ることができ、とても参考になりました。
- 非常に有益で実践的な情報が得られる有意義な相談会でした。

耐震リフォーム ビフォーアフター



高齢者向け返済特例制度

毎月のお支払いは利息のみ！
住宅金融支援機構のリフォーム融資

対象 耐震改修工事又は部分的バリアフリー工事、ヒートショック対策工事を含むリフォーム工事を行う満60歳以上で、持ち家の方

- 融資限度額は1,500万円
- 元金はお亡くなりになったときの一括返済
- ご存命中の毎月のお支払は利息のみ
- （一財）高齢者住宅財団が連帯保証

例えば 耐震改修工事で融資額300万円の場合、
月々の支払いは8,825円（300万円×3.53%÷12ヶ月=8,825円）※令和8年（2026年）10月に申し込まれた方の金利で試算

※金利は借入申込時の金利が適用され、全期間固定です。※公的年金のみの方でもお申込みできます。